

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	第1回朝霞市健康づくり推進協議会	
開催日時	令和7年7月10日（木） 午後2時00分から午後2時30分まで	
開催場所	朝霞市保健センター 2階 健康教室	
出席者の職・氏名	委員13名 （青木委員、青柳委員、一宮委員、蕪木委員、神野委員、小林委員、齋藤委員、田中委員、鳥居委員、橋村委員、保坂委員、細川委員、渡辺委員 五十音順） 事務局10名 （堤田部長、齋藤課長、渡邊主幹、麦田課長補佐、坂田室長補佐、矢板橋係長、齋藤係長、曾我係長、小笠原主任、梅村主事）	
欠席者の職・氏名	委員2名 （青山委員、松本委員 五十音順）	
議題	（1）会長・副会長の選出について （2）令和6年度保健事業について（実績報告） 令和7年度保健事業について（計画） （3）新型インフルエンザ等対策行動計画について （4）健康まつりについて （5）その他	
会議資料	次第 資料1 令和6年度保健事業実績報告 資料2 朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画（現行） 資料3 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の概要 朝霞市健康まつりチラシ こんにちは！こども家庭センターです！チラシ	
会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法委員長による確認	
傍聴者の数	傍聴希望者なし	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会

2 委嘱書交付

3 朝霞市長あいさつ

4 委員、事務局自己紹介及び欠席委員の報告

5 議事

（1）会長及び副会長の選出

矢板橋係長 それでは、ここから次第の5、議題に入らせていただきます。

本日の会議は、新たに委員を委嘱させていただきました最初の会議ですので、会長及び副会長が決まっておりません。お手元に配布してあります、朝霞市健康づくり推進協議会条例第5条に基づきまして、委員の皆様には、会長、副会長の互選をしていただきたいと存じます。

なお、会長、副会長が決まるまでの間、こども・健康部長の堤田が議事を進行させていただきたいと存じます。

それでは、堤田部長、よろしくお願いいたします。

堤田仮議長 それでは、会長、副会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

改めまして、議題の（1）会長及び副会長の選出につきましては、朝霞市健康づくり推進協議会条例 第5条 第1項で、会長、副会長は、委員の皆様の互選によるものと定められております。会長、副会長につきまして、どなたかご意見等ある方はいらっしゃいますか。

細川委員 市民の健康づくりという観点から、会長には、朝霞地区医師会の青柳委員、副会長には、朝霞市国民健康保険運営協議会の渡辺委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

堤田仮議長 ただいま、細川委員から会長に青柳委員、副会長に渡辺委員の推薦がありました。皆様、ご賛同いただけますでしょうか。

（異議なし）

堤田仮議長 青柳委員、渡辺委員、お引き受けいただけますでしょうか。

（青柳委員、渡辺委員・了承）

堤田仮議長 それでは、会長、副会長が決定しましたので、私は仮議長の任を解かせていただき、これからの議事進行は、青柳会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

青柳議長 それでは議長を務めさせていただきます青柳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

青柳議長 議事がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

たします。

はじめに、市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針により、会議は、原則公開とすることが規定されており、初回の会議において、以後の公開、非公開を一括して決定するのが通例とされております。

この会議は非公開とするような内容を審議するものではありませんので、原則に従い、公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

青柳議長 ご異議がないようですので、この会議は公開とすることに決定しました。
なお、仮に非公開とすべき内容と思われる事案が出てきた場合には、その都度、公開するか否かをお諮りしたいと思います。
また、この会議の会議録につきましては、情報公開の対象となっておりますので、ご承知おきください。
本日は、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

梅村主事 本日傍聴希望者は、おりません。

(2) 令和6年度保健事業について(実績報告)

令和7年度保健事業について(計画)

青柳議長 それでは、議題の審議に入ります。議題の(2)令和6年度保健事業について(実績報告)、及び令和7年度保健事業について(計画)を議題とします。事務局から説明をお願いします。

矢板橋係長 令和6年度の実績報告と令和7年度の事業について、各係ごとにご説明申し上げます。
資料1の1ページをご覧ください。
まず、「あさか健康プラン21推進事業」につきましては、市の健康増進計画、「あさか健康プラン21」に基づき、市民の健康づくりを推進する事業を実施しました。「主な事業の成果」では、スマートフォンアプリを使用し、楽しみながら歩くことでポイントが貯まる「コバトンALLKOOマイレージ事業」を実施しております。令和6年度は新たに162人の申込みがありました。令和7年3月末時点の申込状況は965人でございます。令和7年度も県と協力しながら、同様に実施してまいります。
続きまして、その下、「歯科保健事業」の実施状況でございます。実績は、16歳以上の市民を対象とした成人歯科健康診査は100人、5歳児を対象とした幼児歯科健康診査は273人、3歳児を対象としたフッ化物の塗布は24回・848人でした。令和7年度も同様に実施してまいります。
続いて、その下、「精神保健事業」につきましては、自殺予防対策の一環としてゲートキーパー研修を行っております。また、メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を導入することにより、相談等に出向くことができない人たちも、自宅で気軽にストレス状況のチェッ

クが行えます。こちらは1年間で23,487件のアクセス数でした。令和7年度におきましても、同様に実施してまいります。

続いて、次のページの上段、「がん検診事業」は、胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺がんに対するがん検診で、がんの早期発見、早期治療、死亡率の減少を目的に実施しています。朝霞、志木、新座、和光の四市の協定医療機関で実施する個別がん検診のほか、保健センターや市役所で行う集団がん検診を実施しております。令和6年度は、がん検診全体では、3万6,437人の方の受診がありました。胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺がんの各がんの受診状況は表のとおりとなっております。令和7年度におきましても、同様に実施してまいります。

続いて、その下、「成人健康診査事業」は、検診や保健指導を実施し、糖尿病等の有病者・予備軍を減少させることを目的に実施している事業でございます。30代を対象とした成人健康診査は318人、生活保護受給者の方を対象とした健診では243人、肝炎ウイルス検診は177人の方に実施いたしました。今年度も同様に検診、保健指導等を実施してまいります。令和7年度におきましても、同様に実施してまいります。

最後に、その下の「骨粗しょう症予防事業」では、40歳～70歳までの5歳刻みの女性を対象に、全10回、1,073人に骨密度測定を実施しました。こちらは、国の計画で、女性の健康を新たな視点として取り上げ、骨粗しょう症検診の受診率の向上が目標に設定されたことにより、本市でも「あさか健康プラン21」で目標として設定しております。このことから、令和6年度は、対象者への個別通知を行い、その結果、前年後と比べ、641名の増加となったところでございます。令和7年度におきましても、同様に実施してまいります。

健康推進係からは以上でございます。

斎藤係長

3ページをご覧ください。予防接種事業につきましてご説明いたします。

こちらは、乳幼児から高齢者までの感染症の感染予防や発症予防、また症状の軽減化を図るため、各種定期予防接種を実施いたしました。令和6年度につきましては、表の下から4行目、高齢者新型コロナウイルスに係る予防接種は、これまで特例臨時接種でしたが、10月から定期接種に変更になりました。また、表の下にございます带状疱疹任意予防接種を受けた50歳以上の方に対しましては、令和6年度から助成事業を実施しておりますが、本年4月から高齢者に対する接種が定期接種になったことから、任意接種者への助成制度は、本年9月末で終了いたします。

次に4ページをご覧ください。健康増進センターの管理運営事業でございます。健康増進センターは市民の健康の維持・増進と体力づくりをしていただくための施設で、主な施設としては、プール、リフレッシュルームこちらはお風呂とサウナを備えております、それからトレーニングルームがございます。各施設の令和6年度の利用状況を申し上げますと、プールが151,154人、リフレッシュルームが27,771人、トレーニングルームが70,334人、合計が249,269人で、前年度より28,663人の増加となっております。

次に、健康増進センターの施設改修事業でございますが、昨年度は1件の工事を行っております。概要としましては、建築基準法による定期検査におきまして、是正する必要があると指摘を受けた防火シャッター2枚の修繕工事を実施したものとなっております。なお、この工事は、利用者に迷惑がかからないように休館日に実施いたしました。

曾我係長

令和6年度の保健事業についてご説明します。4ページ目下をご覧ください。

はじめに、地域医療確保事業です。この事業は、近年の晩婚化の進展に伴う、妊娠率の低下や、妊娠・出産のリスクが高まる中で、子どもを望む夫婦に対して、不妊の検査や治療に係る費用の一部を助成することによって、経済的な負担を軽減するために行っているものです。令和6年度の実績といたしましては、早期不妊検査費の助成が、前年度より34件増の99件、不育症検査費の助成が、前年度より1件減の13件、早期不妊治療費の助成が、前年度より17件増の69件となっております。全体的に著しい増加傾向にあります。

次に、5ページ目上段をご覧ください。育み支援バーチャルセンター事業です。この事業につきましては、発達障害を含む、発達につまずきのある子どもたちの早期発見・早期支援体制の整備、とぎれのない総合的な支援を図ることを目的として、平成21年度より開始となりました。巡回相談では、市内の保育園・幼稚園・小中学校を巡回し、保育士・教師等からの相談に心理士や理学療法士等が応じております。発達相談につきましては、保健センターを会場にして、小児神経の先生と心理士等が、発達に心配のある子どもと保護者の相談等を実施しています。実施者数については、資料のとおりです。

続きまして下の段、妊婦一般健康診査等事業について、資料をご覧ください。妊婦一般健康診査とは、妊婦健診のことです。出産前の妊婦に対して健康診査の助成を14回と産後の健康診査を1回行っていましたが、令和7年度からは産後の健診を1回追加し、合計2回分の産後の健診の助成を行っております。また、新生児の聴覚スクリーニング検査の費用についても助成しております。

次に6ページ目上、乳幼児健康診査事業について、ご説明いたします。朝霞市では、現在、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児の4つの健診を実施しております。受診者数は資料のとおりです。各健診の受診率をお伝えさせていただきます。4か月児健診の対象者数は1,092人で受診率は97.4%、10か月児健診の対象者数は1,103人で受診率は97.5%、1歳6か月児健診の対象者数は1,169人で受診率は97.3%、3歳児健診の対象者数は1,179人で受診率は97.5%です。各健診とも97%以上の高い受診率を維持しております。子どもが保育園や幼稚園に入園する1歳6か月児以降の時期については、就労する保護者が増加しますが、お子さんの節目の健診をしっかりと受診していただいている状況です。下段に移動しまして、母子訪問指導事業について、ご説明いたします。育児上、保健指導が必要と認める者に対して、保健師・助産師等の個別訪問を行っております。資料に記載されている実施件数はその訪問の件数です。今年度も、昨年と同様に実施していく予定です。

次に７ページ目、未熟児養育医療給付事業です。体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする未熟児の医療費について、自己負担分を公費負担することにより、扶養義務者の負担軽減を図っております。

次の表、妊娠・出産包括支援事業についてご説明いたします。妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点である、「子育て世代包括支援センター」を平成２９年１０月に開設しましたが、令和７年４月からは子育て世代包括支援センターの機能と子ども家庭総合支援拠点の機能を合わせ、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、こども未来課の児童相談係と、保育課のファミリーサポートセンター、健康づくり課の子育て世代包括支援センターを含めた保健係が合わさって「朝霞市こども家庭センター」が設置されました。また、令和５年４月から始まった「出産子育て応援給付金」の支給ですが、令和７年４月からは「妊婦のための支援給付」と名前を変え、流産・死産の方も支給対象になったほか、申請期限が約２年間に延長されています。子育て世代包括支援センターでは母子健康手帳の交付等を通し、保健師等の専門職がすべての妊産婦の状況を把握、必要に応じて支援プランを作成しております。また、退院直後の母子の心身のケアや育児サポートとして出産後１年未満の育児支援が必要な母子を対象に、助産師が訪問を行い、乳房のケアや沐浴方法など育児全般の相談を行う「産後ケア事業」も実施しております。

保健係の事業についての説明は、以上です。

青柳議長 ただいまの事務局からの説明に対し、何か質問等、ありましたらお願いいたします。また、今後の保健事業について、令和７年度の予定についても説明がありましたので、ご意見等も併せてお願いいたします。

（質問・意見なし）

（３）新型インフルエンザ等対策行動計画について

青柳議長 続きまして、議題の（３）新型インフルエンザ等対策行動計画についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

麦田補佐 それでは、「朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定」について、ご説明いたします。お手元にあります、資料２は、本市の現行の計画であります「朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画」で、資料３は、この度改定されました、国の計画の概要版になります。資料２の、現状の、本市の行動計画につきましては、今回は特にご説明はいたしません。はじめに、この計画が策定されました経緯について、ご説明させていただきます。

平成２４年に、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある新たな感染症が発生した場合に、国民の生命・健康を守るとともに、生活や経済に与える影響を最小限とするように、感染症への対策を定めた、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行

されました。この特措法を基に、国におきましては、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が策定され、さらに、県におきましては、平成26年1月に、「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定されております。本市におきましては、この、国及び県の計画をベースにして、平成26年11月に、「朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、その後、平成30年12月に一度見直しを行っております。なお、この行動計画は、新型インフルエンザや、新型コロナ以外の新たな感染症が流行する可能性も想定したものとなっております。

今回の行動計画の見直しを行う背景といたしましては、皆さんも記憶に新しい、令和元年12月末に、中国の武漢市で原因不明の肺炎が集団発生したことを発端として、行政だけではなく、市民の皆さんも、3年超にわたって新型コロナに対峙してきたわけですが、この経験を通じて強く認識したことといたしましては、感染症危機が、市民の生命、また、健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする、市民生活の安定にも大きな脅威となるものであったと思います。そして、こうした感染症危機は、新型コロナ対応のみで終わるものではなく、次なる感染症危機が、将来発生する可能性があることも、否定できないと、多くの方が感じていると思います。また、新型コロナ対応を通じて、多くの知見を蓄積するとともに、見えてきた課題もあります、今回の行動計画の改定は、新型コロナ対応における課題や知見を総括し、行うものとなっております。なお、国や県におきましては、既に改定を行っておりますので、市の行動計画は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえて行うこととなっております。

それでは、資料3の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の概要」をご覧ください。こちらは、国の行動計画の概要版となっております・ページをめくっていただきまして、2ページをご覧ください。こちらが、今回見直しされた、①の実施体制から、⑬の国民生活・国民経済までの、13の対策項目となっております。なお、国では項目が13ありますが、市に求められておりますのは、このうち、①の実施体制、④の情報提供・共有・リスクコミュニケーション、⑥のまん延防止、⑦のワクチン、⑪の保健、⑫の物資、⑬の国民生活・国民経済の7項目となります。続きまして、3ページをご覧ください。こちらは、国の計画において新たに設定された、5つの横断的な視点になります。国におきましては、このように、各対策項目の取り組みを強化するために、5つの視点を設定しているわけですが、市といたしましても、その中から必要項目について、取り入れてまいりたいと考えております。

以上のように、市といたしましても、今後、行動計画を策定していくこととなりますが、基本的には、県の行動計画を踏まえて、本年12月を目途に、素案を策定してまいりたいと考えております。つきましては、これから、計画の素案を作成した上で、次回の推進協議会におきまして、皆様にご確認をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

青柳議長 ただいまの事務局からの説明に対し、何か質問等がありましたら、お願いします。

(質問なし)

青柳議長 それでは、お諮りします。「新型インフルエンザ等対策行動計画」につきましては事務局の説明どおり、進めるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

青柳議長 それでは「異議なし」のため、事務局案のとおりでお願いします。

(４) 健康まつりについて

青柳議長 続きまして、議題の(４)健康まつりについて事務局から説明をお願いします。

矢板橋係長 健康まつりについて、説明させていただきます。例年、１１月２３日の祝日で開催しておりますが、今年度もわくわくどーむで実施を予定しています。今年度も昨年度同様の規模で、開催していきたいと考えております。今後につきましては、健康づくり課が事務局、窓口となり、わくわくどーむの指定管理者であるセントラルスポーツプラザなどのご協力をいただき、実施したいと健康づくり課では、考えています。そのような形で進めさせてもらってよろしいでしょうか。健康まつりに関するご意見などありましたら、よろしくお願いします。

青柳議長 ただいまの事務局からの説明に対し、何か質問等がありましたら、お願いします。

蕪木委員 １１月２３日スポーツ協会としては、ロードレース大会があります。小中学生が中心に参加します。大会に出る方が参加できなさそうなことは残念に思います。

矢板橋係長 例年健康まつりは、社会福祉協議会のはあとぴあまつりと同時開催しています。同時開催することで集客数アップを狙いとしています。そういった観点も踏まえて１１月２３日開催にしたいと思います。

蕪木委員 我々もできれば参加したいので、可能なら１６時まで開催いただけるとありがたいなと思います。

青柳議長 ほかにご意見等はございますか。

(意見なし)

青柳議長 それでは、「健康まつり」につきましては事務局の説明どおり、進めるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

青柳議長 それでは「異議なし」のため、事務局の説明どおり健康まつりの実施をお願いします。

(５) その他

青柳議長 続きまして、議題の（５）その他について事務局から説明をお願いします。

矢板橋係長 事務局から、会議開催予定について、お知らせいたします。
先ほどの説明にもありましたとおり、次回の会議では、「新型インフルエンザ等対策行動計画」の素案について、委員の皆様にご確認をいただきたいことから、１０月末～１１月頃に会議を開催する予定でございます。こちらは、改めて、委員の皆様へ通知にてご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

青柳議長 ただいまの事務局からの説明に対し、何か質問等がありましたら、お願いします。

(質問なし)

青柳議長 質問がないようですので、委員のみなさんから何か、ご意見・要望などがありますでしょうか。

(意見・要望なし)

6 閉会

青柳議長 ご意見・要望などありませんので、以上で本日の会議を終了します。